

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

JBC Development 株式会社と JBC Development 株式会社 派遣労働者従業員代表 SHRESTHA DIL BAHADUR は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、別表 1 に定める業務に従事する派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 JBC Development 株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 3 年 8 月 6 日付職発 0806 第 3 号「令和 4 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(厚生労働省)の以下の職業とする。

- ① 534 めっき工
- ② 536 金属製品製造工
- ③ 537 金属溶接・溶断工
- ④ 54 製品製造・加工処理
- ⑤ 572 電気機械組立工
- ⑥ 583 電子機器部品組立工
- ⑦ 623 食品検査工

- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が栃木県、群馬県、茨城県で派遣就業を行うことから、通達に定める「地域指数」の「栃木」、「群馬」、「茨城」を用いるものとする。
- (4) ④54に関しましては「職業安定業務統計」中分類とする。他は、小分類とする。
- (基本給等)

第4条 対象従業員の基本給（基本時給及び賞与を時給換算したもの）は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1を用いて、別表2～8から決定する。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。なお、対象従業員が勤務する栃木県又は群馬県地域の場合は地域指数を乗じたものと同額以上であることとする。
- (2) 別表2～8の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 JBC Development 株式会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(時間外手当等)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第17条に準じて、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(退職手当の基準)

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表9の通りとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

「令和元年賃金事情等総合調査」（中央労働委員会）の「退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数」において、自己都合退職の最も回答割合の高かったもの

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数：

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として定めるもの

(退職手当の額)

第8条 対象従業員の退職手当は、派遣社員就業規則第31条に定めるとおりとする。ただし令和4年3月31日以前の勤続年数は通算しない。

(1) 別表9に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

(2) 別表9に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月額が同月数以上であること。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給・賞与の決定は、毎年3月に行う勤務評価を活用する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援制度に関する計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年3月1日

JBC Development 株式会社 代表取締役 ラマ ユバラシ



JBC Development 株式会社 派遣労働者従業員代表 SHRESTHA DIL BAHADUR



別表 I

①(534)めっき工		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	職業安定業務統計		1,060	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999
2	地域指数	栃木県							
		0.989	1,049	1,199	1,299	1,350	1,411	1,585	1,978
		群馬県							
		0.979	1,038	1,187	1,286	1,337	1,397	1,569	1,958
		茨城県							
		1.004	1,065	1,217	1,319	1,371	1,432	1,609	2,007

②(536)金属製品製造工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		1,078	1,232	1,336	1,388	1,450	1,629	2,033
2	地域調整	栃木県	1,067	1,219	1,322	1,373	1,435	1,612	2,011
		0.989							
		群馬県	1,056	1,207	1,308	1,359	1,420	1,595	1,991
		0.979							
		茨城県	1,083	1,237	1,342	1,394	1,456	1,636	2,042
1.004									

③(537)金属溶接・溶断工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		1,142	1,305	1,415	1,471	1,536	1,726	2,154
2	地域調整	栃木県							
		0.989	1,130	1,291	1,400	1,455	1,520	1,708	2,131
		群馬県							
		0.979	1,119	1,278	1,386	1,441	1,504	1,690	2,109
		茨城県							
		1.004	1,147	1,311	1,421	1,477	1,543	1,733	2,163

④(54)製品製造・加工処理			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		1,034	1,182	1,281	1,332	1,391	1,562	1,950
2	地域調整	栃木県	1,023	1,169	1,267	1,318	1,376	1,545	1,929
		0.989							
		群馬県	1,013	1,158	1,255	1,305	1,362	1,530	1,910
		0.979							
		茨城県	1,039	1,187	1,287	1,338	1,397	1,569	1,958
		1.004							

⑤(572)電気機械組立工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		1,053	1,204	1,305	1,356	1,416	1,591	1,986
2	地域調整	栃木県	1,042	1,191	1,291	1,342	1,401	1,574	1,965
		0.989							
		群馬県	1,031	1,179	1,278	1,328	1,387	1,558	1,945
		0.979							
		茨城県	1,058	1,209	1,311	1,362	1,422	1,598	1,994
		1.004							

⑥(583)電子機器部品組立工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		985	1,126	1,220	1,269	1,325	1,488	1,858
2	地域調整	栃木県	975	1,114	1,207	1,256	1,311	1,472	1,838
		0.989							
		群馬県							
		0.979							
		茨城県							
	1.004	989	1,131	1,225	1,275	1,331	1,494	1,866	

⑦(623)食料品検査工			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	職業安定業務統計		1,049	1,199	1,300	1,351	1,411	1,585	1,978
2	地域調整	栃木県							
		0.989	1,038	1,186	1,286	1,337	1,396	1,568	1,957
		群馬県							
		0.979	1,027	1,174	1,273	1,323	1,382	1,552	1,937
		茨城県							
		1.004	1,054	1,204	1,306	1,357	1,417	1,592	1,986

別表2 (534)めっき工

栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,268 ~	317	1,585
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,169 ~	181	1,350
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	913 ~	136	1,049

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,256 ~	313	1,569
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,158 ~	179	1,337
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	903 ~	135	1,038

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,288 ~	321	1,609
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,188 ~	183	1,371
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	927 ~	138	1,065

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,585	10年
1,350	3年
1,049	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,569	10年
1,337	3年
1,038	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,609	10年
1,371	3年
1,065	0年

別表3 (536)金属製品製造工

栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 ができる。	1,290 ~	322	1,612
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,189 ~	184	1,373
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業ができる。	928 ~	139	1,067

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 ができる。	1,276 ~	319	1,595
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,177 ~	182	1,359
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業ができる。	919 ~	137	1,056

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 ができる。	1,309 ~	327	1,636
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,207 ~	187	1,394
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業ができる。	942 ~	141	1,083

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,612	10年
1,373	3年
1,067	0年

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,595	10年
1,359	3年
1,056	0年

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,636	10年
1,394	3年
1,083	0年

別表4 (537)金属溶接・溶断工

栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,367 ~	341	1,708
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,260 ~	195	1,455
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	983 ~	147	1,130

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,352 ~	338	1,690
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,248 ~	193	1,441
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	974 ~	145	1,119

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,387 ~	346	1,733
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,279 ~	198	1,477
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	998 ~	149	1,147

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,708	10年
1,455	3年
1,130	0年

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,690	10年
1,441	3年
1,119	0年

≡

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,733	10年
1,477	3年
1,147	0年

別表5 (54)製品製造・加工処理
栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,236 ~	309	1,545
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,142 ~	176	1,318
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	890 ~	133	1,023

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,224 ~	306	1,530
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,130 ~	175	1,305
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	881 ~	132	1,013

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,256 ~	313	1,569
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,159 ~	179	1,338
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	904 ~	135	1,039

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,545	10年
1,318	3年
1,023	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,530	10年
1,305	3年
1,013	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,569	10年
1,338	3年
1,039	0年

別表6 (572)電気機械組立工
栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,260 ~	314	1,574
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,162 ~	180	1,342
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	907 ~	135	1,042

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,574	10年
1,342	3年
1,042	0年

≡

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,247 ~	311	1,558
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,150 ~	178	1,328
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	897 ~	134	1,031

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,558	10年
1,328	3年
1,031	0年

≡

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,279 ~	319	1,598
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,180 ~	182	1,362
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	920 ~	138	1,058

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,598	10年
1,362	3年
1,058	0年

≡

別表7 (583)電子機器部品組立工
栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,178 ~	294	1,472
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,088 ~	168	1,256
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	848 ~	127	975

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,166 ~	291	1,457
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,077 ~	166	1,243
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	840 ~	125	965

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理 がすることができる。	1,196 ~	298	1,494
B	中級技術者 一人で一連の作業ができ ようになり、初級技術 者の指導ができる。	1,104 ~	171	1,275
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助 、軽作業がすることがで きる。	860 ~	129	989

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,472	10年
1,256	3年
975	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,457	10年
1,243	3年
965	0年

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,494	10年
1,275	3年
989	0年

別表8 (623)食料品検査工
栃木

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,255 ~	313	1,568
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,158 ~	179	1,337
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	903 ~	135	1,038

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,568	10年
1,337	3年
1,038	0年

群馬

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,242 ~	310	1,552
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,146 ~	177	1,323
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	894 ~	133	1,027

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,552	10年
1,323	3年
1,027	0年

茨城

等級	職務内容	基本時給	賞与額	賃金
A	上級技術者 作業の指揮、工程の管理が することができる。	1,274 ~	318	1,592
B	中級技術者 一人で一連の作業ができる ようになり、初級技術者の 指導ができる。	1,175 ~	182	1,357
C	初級技術者 上級・中級指導者の補助、 軽作業がすることができる 。	917 ~	137	1,054

≡

対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力経験
1,592	10年
1,357	3年
1,054	0年

別表9

(一) 退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計)

勤続年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上
自己都合	6.4	24.2	17.2	50.3
会社都合	52.9	31.8	5.7	9.6

(二) モデル退職金 (調査産業計)

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	35 年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.60	1.12	2.57	4.29	6.33	8.51	10.42	12.26
	会社都合 退職	0.86	1.45	3.23	5.28	7.58	9.82	11.93	13.71

退職手当支給率（派遣社員就業規則第31条関係）

JBC Development 株式会社

退職手当支給率

勤続年数	支給月数	
	自己都合	会社都合
5年	1.22	1.79
6年	1.52	2.19
7年	1.82	2.59
8年	2.12	2.99
9年	2.42	3.39
10年	2.72	3.79
11年	3.12	4.29
12年	3.52	4.79
13年	3.92	5.29
14年	4.32	5.79
15年	4.72	6.29
16年	5.17	6.79
17年	5.62	7.29
18年	6.07	7.79
19年	6.52	8.29
20年	6.97	8.79
21年	7.52	9.34
22年	8.07	9.89
23年	8.62	10.44
24年	9.17	10.99
25年	9.72	11.54
26年	10.22	12.09
27年	10.72	12.64
28年	11.22	13.19
29年	11.72	13.74
30年	12.17	14.29
31年	12.62	14.79
32年	13.07	15.29
33年	13.52	15.79
34年	13.97	16.29
35年	14.42	16.79

≧

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数	支給率（月数）	
	自己都合	会社都合
5年	1.12	1.45
10年	2.57	3.23
15年	4.29	5.28
20年	6.33	7.58
25年	8.51	9.82
30年	10.42	11.93
35年	12.26	13.71